地 基 企 第 6 号
令 和 6 年 2 月 6 日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長　殿

地方公務員災害補償基金
本部企画課長
（公印省略）

令和６年能登半島地震における年金受給権者の現状に関する報告について（通知）

地方公務員災害補償基金業務規程（昭和 42 年地基規程第１号）第 25 条第１項において、年金たる補償を受ける者（以下「年金受給権者」という。）は、毎年１回、２月１日から同月末日までの間に障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書（以下「報告書」という。）について、任命権者を経由して支部長に提出しなければならないとしています。

また、支部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合はこの限りではないとしています。

令和６年能登半島地震に関して災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所を有する年金受給権者におかれては、被災状況により２月末日までに報告書を提出することが困難な状況にあることが想定されます。

そのため、各支部長におかれましては、あらかじめ、該当する年金受給権者及び任命権者に対し、報告書の提出期限を６月末日とする旨を通知するようお願いいたします。

本通知に関する問合せがある場合は、本部企画課まで御連絡願います。